

指定日お届けコープ利用規程

(定義)

- 第1条 本規程は、指定日お届けコープ（以下、本サービス）の利用について、生活協同組合コープみらい（以下「当生協」という。）と組合員との取り決めを定めるものです。
- 2.指定日お届けコープとは、組合員が注文した商品を、指定した曜日・時間帯にお届けするシステムです。

(利用条件)

- 第2条 本サービスの利用に際しては、コープデリ e フレンズに利用登録するものとします。また、商品のお届けは、別途定めるお届け可能地域に限ります。

(商品の注文)

- 第3条 商品の注文は、当生協の指定するインターネットより行うものとします。
- 2.手続きおよび取り扱いは、当生協の定めによります。
 - 3.注文受付締切後のキャンセルは、原則としてお受けできません。

(利用制限)

- 第4条 注文した商品の数量・金額が、一般家庭での利用限度を超える注文であると当生協が判断した場合は、注文時または、引渡し時の支払いを求めることがあります。
- 2.利用金額の限度は、コープデリ宅配合計で 5 万円/週を原則とします。それ以上の利用を希望する場合は、当生協に相談するものとします。

(商品のお届け)

- 第5条 商品は、当生協が指定した配達可能日及び時間帯の中から、組合員が指定した配達日・時間帯にお届けします。ただし、悪天候や道路状況などの事情で指定された時間帯に配達できない場合があることを利用者は了承するものとします。配達料は本サービスにおいて定めます。
- 2.本サービスを利用するためには、あらかじめお届け先住所を登録するものとします。商品のお届けは、組合員が本サービスで登録された住所のうち、注文時に選択した場所となります。変更がある場合には、事前に当生協に連絡するものとします。
 - 3.商品のお届け時に組合員が不在などで受け渡しができない場合は、商品を持ち帰ります。この場合、不在連絡票に基づき、組合員は所定の再配達手続きを行うものとします。ただし、再配達時間帯は希望にそえない場合があります。事前に確認が取れている場合は、商品を留め置く場合があります。留め置きした場合にも商品の所有権が移転するものとし、その後の事故について当生協は責めを負わないものとします。

(商品のお届けができない場合)

- 第6条 天変地異や災害、生産者・製造者の都合または注文数量が予定を上回ったなどにより、商品を注文通りお届けできない時は、お届け日の変更、お届けの中止、お届け数量の削減または当生協の定めたルールによる代替品をお届けすることがあります。これらの事情については、お届け明細書兼請求書やメール等でお知らせします。これにより返金等が発生する場合は、当生協の定めによりこれを行うこととします。

(返品)

- 第7条 お届けした商品に暇疵があった場合や、注文と異なる商品であった場合、当生協は、代替商品のお届けまたは返金（請求訂正）をします。
- 2.良品については、食品は返品できません。その他の商品は、未開封の場合に限り返品することができます。

(ほぺたんハッピープラン)

第8条 本サービスより利用した商品・サービスについては、ポイント付与や商品プレゼントなどのサービス（ほぺたんハッピープラン）の対象とはなりません。

(利用代金・手数料等の支払い方法)

第9条 本サービスより利用した商品・送料・サービスの代金等は、預金口座から自動振替、もしくはクレジットカードによる引き落としのいずれかとなります。お支払い方法はコープデリ利用状況により当生協が指定した支払い方法となります。

2. ウィークリーコープまたはデイリーコープを利用中の組合員は、指定した預金口座からの自動振替となります。毎月 20 日で締切り、翌月 5 日（5 日が金融機関の休日のときはその翌営業日）に組合員があらかじめ指定した預金口座から自動振替によりお支払いいただきます。5 日に口座振替ができなかった場合は、同月 16 から 19 日を基本に再度口座振替を行います。
3. 上記以外の組合員はクレジットカードによる引き落としとなります。引き落とし日は各クレジット会社により異なります。クレジット会社の審査基準により、契約が成立しない場合があります。

(代金支払いの不履行)

第10条 第 9 条. 2 に該当する組合員で、再振替ができなかった場合、生協は受注・配達を停止し、コンビニでの振込用紙等の対応をします。なお、再振替ができずにコンビニでの振込対象となった場合、当生協は組合員に実費相当の手数料を請求します。

(債務者・支払い計画及び誓約書)

第11条 組合員が第 10 条に該当した場合（以下「債務者」という。）、当生協は債務者に支払い計画書および誓約書の提出を求めることができます。

2. 債務者は当生協から支払い計画書および誓約書を求められてから 7 日以内に提出しなければなりません。

(連帯保証人)

第12条 当生協は債務者に対し、弁済をする資力を有する連帯保証人を立てよう求めることができます。

(支払期限・手数料・遅延損害金)

第13条 第 11 条の支払い計画書による債務弁済の最終期限は、原則として本来の支払期日（再振替日）から 3 ヶ月とします。

2. 第 10 条のコンビニでの振込対応の実費相当手数料は、債務者の負担とします。また、債務者に対し、本来の支払期日の翌日を起算日として年 10%の割合による遅延損害金を課金します。

(改廃の際のお知らせ)

第14条 本規程を改廃したときは、すみやかにインターネット上に公開し、周知するものとします。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、コープみらい専務理事が行い、理事会に報告します。

付則

この規程は、2016 年 6 月 20 日付けで制定し、同日付けで施行します。